

処分事案一覧（令和８年度）【令和8年9月11日現在】

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
県立高等学校教諭 （会津地区 40代 男性）	戒告	R8. 6. 19	令和８年１月３０日（金）、酒類を提供する飲食店において、隣の席に座っていた勤務校の女性職員の臀部を触ったことにより、同職員に精神的苦痛を与えたものである。
県立中学校教諭 （会津地区 50代 男性）	停職１月	R8. 7. 24	令和８年３月１４日（土）から翌１５日（日）にかけて、会津若松市内の酒類を提供する飲食店において飲酒したにもかかわらず、帰宅するために自転車を運転し、午前３時０７分頃、警察官による職務質問及び呼気検査を受け、基準値を超えるアルコールが検出されことにより検挙され、同年５月２６日（火）に罰金１０万円の略式命令を受けたものである。
県立高等学校 教諭 （県中地区 50代 男性）	停職１月	R8. 7. 24	令和８年４月２４日（金）の勤務終了後、帰宅途中に購入した缶入りのアルコール飲料を郡山市内の駅構内で飲酒したにもかかわらず、福島市内で電車を下車後に自転車を運転し、同日午後９時２９分頃、警察官による職務質問及び呼気検査を受け、基準値を超えるアルコールが検出されたことにより検挙され、同年６月８日（月）に罰金１０万円の略式命令を受けたものである。
市町村立小学校 教諭 （相双地区 20代 女性）	減給３月	R8. 7. 24	令和８年２月１１日（水）午後５時５８分頃、私用のため自家用車を運転中、猪苗代町内の磐越自動車道において、法定速度時速８０キロメートルのところを時速１３９キロメートルで走行し、時速５９キロメートルの速度超過により、速度違反取締装置に感知され、同年５月１３日（水）罰金８万円の略式命令を受けたものである。
市町村立小学校 教頭 （県中地区 50代 男性）	停職１月	R8. 9. 11	令和８年４月から６月にかけて、勤務校において、女性職員の臀部を手等で複数回叩くとともに、同年７月１７日（金）に同職員の脇腹に手を回して抱き寄せるなどしたことにより、同職員に精神的苦痛を与えたものである。
市町村立中学校 教諭 （会津地区 60代 男性）	停職１月	R8. 9. 11	令和８年６月９日（火）、部活動の大会引率中に会場で居眠りをした際に、勤務校の男子生徒１名が被処分者の右膝に故意に接触したと思い込み、同生徒の腹部を１回、その後左頬を２回、拳で殴打したものである。
市町村立小学校 主事 （いわき地区 20代 女性）	減給１月	R8. 9. 11	令和６年７月から１２月にかけて、管理職からの再三の指導があったにもかかわらず、収入台帳や集金台帳の作成等、学校徴収金の処理を適正に行わなかったことにより、関係の口座に納入先が不明な残金44,158 円を生じさせたものである。